

成年後見ニュース

じゃがれたー

No.26

（じゃがれたーは、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）
＝略称JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成28年3月31日
 発行 日本成年後見法学会
 発行人 理事長 新井 誠
 編集 広報委員会
 [委員長] 富永 忠祐
 [委員] 岩井 英典
 大輪 典子
 小嶋 珠実
 佐藤 米生
 長谷川 秀夫
 平岡 祐二
 星野 美子

巻頭言

「利用促進」の前に

毎日新聞論説委員 野澤 和弘

「利用促進」といわれると素直に賛成するのがためられるが、自民党と公明党が成年後見制度利用促進法案（仮）を議員立法で国会に提出するという。本来であれば昨年（2015年）には国会に上程される予定だったが、秋の臨時国会が開かれなかったため今年（2016年）にずれ込んだ。

ともあれ、この利用促進法案の目的は現在の成年後見制度の抜本的な見直しであるといわれると、注目しないわけにはいかない。

成年後見制度の利用者は年々増えているが、後見人による着服などは2014年だけで831件、被害は約57億円と過去最高となった。親族の後見人によるものだけでなく、弁護士ら専門職による不正も2010年6月から2014年末までに計62件、被害は約11億2000万円に上る。

東京弁護士会の元副会長が4200万円を着服し有罪判決を受けた事件もあり、東京家庭裁判所は弁護士の後見人が一定額以上の財産を預かる場合は後見監督人として別の弁護士を選任する運用をしている。

不正が横行している背景には、後見人を選任し監督する家庭裁判所が人員不足などのため十分な業務ができていない実態がある。最近では選任の際に必要な後見人候補の面接すら省略する家庭裁判所があるといわれる。

制度自体にもさまざまな問題がある。年金しか収入のない人が2万～3万円程度の報酬を毎月負担するのは、はたして現実的だろうか。それでも、本当に後見が必要であり、後見人が報酬に見合った仕事をしてくれるのであればいいが、「利用料だけ取ってほとんど被後見人に会いに来ない」という話はよく耳にする。一度選任されると不正でもない限り、めったに解任されることはない。

もともと日本の後見制度は後見人に代行決定や取消しなどの強い権限を付与しており、被後見人の権利を制限しすぎていることが問題とされていた。日本も批准した国連障害者権利条約12条の「法の前における平等」に抵触するとして国連の権利委員会から指摘されるのは必至だ。

利用促進法案は、内閣府に見直しのための委員会を設置し2年くらいかけてじっくりと問題点を検討し法改正することがめざされている。

議員立法の中心的役割を果たしている議員らによると、現在は認められていない手術などの医療行為の同意権を後見人に付与することも検討するというが、後見人による不正防止と利用者の負担軽減こそ図らねばならない。

認知症の人は600万人を超え、身寄りのない独居の高齢者も増えていく。実効性のある改革に踏み込めるかが問われている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

◇はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「解消法」という）は障害者基本法4条（差別の禁止）を具体化する法律である。解消法は2013年6月19日に成立し、2016年4月1日に施行される。この施行に向けて基本方針（6条）が2015年2月24日に閣議決定され、それに即して対応指針・対応要領（9条～11条）が策定されている。

解消法は不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁止する。どちらも「……障害を理由とする差別の禁止」という条文見出しの下に配置されている差別概念であり、不当な差別的取扱いは「作為による差別」、合理的配慮の不提供は「不作為による差別」といわれる。

◇不当な差別的取扱い

まず、不当な差別的取扱いに関して述べると、行政機関等（7条1項）と事業者（8条1項）は「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」。基本方針によれば、不当な差別的取扱いとは、相手方が正当な理由（「客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合」）なく障害を理由にサービス提供を拒否するなどにより、比較対象者（本質的事情が同じ非障害者）と比べて障害者を不利に扱うことを意味する。

◇合理的配慮の不提供

次に、合理的配慮の不提供に関していえば、相手方は、①社会的障壁の除去に関するニーズを有する個々の障害者からの意思の表明が存在し、かつ、②過重負担が存在しない場合に、③「権利利益の侵害」とならないよう、④当該除去について「必要かつ合理的な配慮」を提供する法的義務または努力義務を負うことになる。法的義務は相手方が行政機関等の場合であり（7条2項）、努力

義務は相手方が事業者の場合である（8条2項）。解消法は、事業分野を特定せず包括的に事業者に合理的配慮を求めているので、合理的配慮を努力義務にとどめ、基本方針と対応指針のもとで事業者が合理的配慮に主体的に取り組むことを予定している。

この合理的配慮という新しい概念を理解する際の鍵となる言葉は「社会的障壁の除去」である。解消法では、「社会的障壁」は、障害者が生活を営むうえで障壁となる、社会における一切のものと定義される。また関連して障害者は、本人の機能障害のみではなく、社会的障壁との関係の中で生活制限を受ける者と定義される。ごく簡単にいうと、障害者個々人のために過重負担なく社会的障壁を除去する義務が合理的配慮の提供義務である。なお、解消法は、障害者基本法2条に定める障害者と社会的障壁の定義をそのまま採用し、障害者基本法4条の合理的配慮の規定をほぼ踏襲している。

◇おわりに

最後に2点言及する。第1に、事業者の差別禁止の実効性を確保するため、主務大臣は報告徴収と助言・指導・勧告をすることができる（12条）。解消法は、公法上はこのような行政措置の根拠を定めているが、私法上の効果を規定していない。私法上の効力は民法の一般規定に基づき事案ごとに判断される。第2に、雇用分野については、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止を含む。解消法第3章の差別解消措置（7条～13条）ではなく障害者の雇用の促進等に関する法律の規定が適用される（13条）。他方で、解消法第4章の差別解消支援措置（相談・紛争防止等の体制整備（14条）、啓発活動（15条）、情報の収集・整理・提供（16条）、障害者差別解消支援地域協議会の組織（17条～20条））の対象分野には雇用分野も含まれる。（岡山理科大学 川島 聡）

日本弁護士連合会人権擁護大会第2分科会 「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へ

平成27年10月2日(休)、日本弁護士連合会(日弁連)は、「『成年後見制度』から『意思決定支援制度』へ」というシンポジウムを開催した。このシンポジウムは、意思決定支援とは何か、今、どうして意思決定支援なのか、ということ、成年後見にかかわるすべての人々とともに考える機会とするため企画されたものである。会場に900人を超える参加者が来てくださったことに加え、ユーストリームによる中継には800件を超えるアクセスがあり、1700人以上の人に関心をもっていただいたことになる。この問題に対する関心の高さをあらためて実感した次第である。

シンポジウムは、映像をふんだんに使用し、2人のナビゲーターが、参加者を「意思決定支援の旅」に誘うという形をとって、進められた。

「旅」は、自閉症と知的障がいがありながら川崎市職員として働いている明石徹之さんの「ありのままに当たり前地域に生きて」というスピーチから始まった。明石さんの障がいは、実はとても重い。周囲の人が彼の人生を決めるのではなく、周囲の人が自分で決められるように彼を支援して彼の今の人生が実現した。彼が、明るく人生を語る姿は、自分で決めることを支援する＝意思決定支援と、他人が決める＝代理・代行決定(成年後見制度)との違いを鮮やかに示したものだ。

「旅」は、日弁連のアンケートを基にした報告と続き、成年後見の制度が、福祉サービスの利用契約の締結、障がいのある人の「親亡き後」の暮らしの確保、虐待や消費者被害の予防や救済に大きな役割を果たしてきた反面、認知症が疑われる高齢者が自宅で最後を迎えたいと願っても家族の意向で叶わなかったり、地域で暮らすリスクをおそれて知的障がい者がグループホーム利用契約の締結に躊躇している例等、本人の意思に沿わないことに悩む事例も報告された。

そこで、「旅」は、すでに意思決定支援に取り組んでいるイギリスとサウスオーストラリアに向かった。

イギリスには、判断能力存在の推定(すべての人には判断能力がある)から出発する「意思決定能力法 MCA (Mental Capacity Act)」という法律がある。「判断能力がない」ことを出発点とする日本の成年後見(後見類型)とは、スタート地点が違う。

サウスオーストラリアからは、SDM (Supported Decision Making: 支援された意思決定) というプログラムが紹介された。さまざまな障がいによって意思決定に困難を抱える人の意思決定をチームで支援する仕組みである。

「旅」は再び日本に戻り、一人暮らしをする重度心身障がいの女性を支える仕組み、横浜市後見人的支援制度、コミュニティフレンド、市民後見人が週1回訪問して2時間一緒に過ごすことを繰り返すうちに、1年経ってご本人が耳が不自由なことに気づき、補聴器をつけてもらったら、音楽を楽しみ外出できるようになる等劇的に変化したという例等が紹介された。

「旅」の最後は、厚生労働省専門官、医師、障がい者施設施設長、障がい当事者と弁護士がそれぞれの立場から、意思決定支援について語るパネルディスカッションで締めくくられた。

日本と世界を回る「旅」は、参加者にさまざまな思いを残しつつ無事終了した。

サウスオーストラリアで聞いた「本人に代わって何かを決めることは、その人の人生を盗むのと同じだ」という言葉が、私の心に残っている。シンポジウムを機に、意思決定支援のためにどのような制度やしくみが求められるのか、一緒に考えていきたいと願っている。

(シンポジウム分科会実行委員長・弁護士 川島 志保)

障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会 第8回 「ドイツの成年後見——身上監護と健康配慮」参加報告

2015年10月12日(月)に「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会第8回」が、筑波大学東京キャンパスで開催された(参加者約100名)。初めに、ミヒヤエル・ケスター教授(ミュンヘン大学)、ダグマル・ケスター＝ヴァルチェン教授(ゲッチンゲン大学)の講演が行われ、その後に事前に指定された5名の日本の関係者からの質問と両教授の回答、および、会場からの質疑応答が行われ、盛会のうちに終了した。以下は、その概要の紹介である。

◇ミヒヤエル・ケスター教授「法的な同意能力のない成年者の強制治療——ドイツ法と国連障害者権利条約」

当然のことながら、ドイツ法では、患者は、認識・判断能力を有している限り、医的侵襲に関する決定を自ら単独で行う。健康上の配慮の分野で患者に世話人が選任され、世話人に医療同意権が与えられていたときでも、世話人は被世話人の意思を「表現し実行する」役割を担うだけである(ドイツ民法(BGB)1901a条)。世話人の同意が必要なのは、認識・判断能力を欠く人に限られる。ただし、世話人の同意があっても、重大で危険を伴う治療や手術に対しては、後見裁判所の許可を要する。他方で、被世話人の意思に反する医療上の措置(強制治療)に関しては、BGB1906条が規定しており、自身で判断能力のない患者の重大な健康上の被害を防止するためには(必要性の原則)、患者を閉鎖施設に入所させて、強制的に治療を行うことが可能である。ただし、その場合でも、世話人などは患者を納得させるよう説得する必要があり、かつ、より侵襲度の低い治療を行う必要があり(相当性の原則)、さらに、後見裁判所の許可が必要とされている。ところが、国連障害者権利条約は、障害者への支援付き意思決定を優先し、代行的意思決定を禁じているから、ドイツの世話法、特に、強制治療は同条約と抵触

する可能性がある。しかし、ドイツ法は、世話法の立法後も強制治療に関しては法改正され、現在もその合憲性が憲法裁判所で審査されるなど、さらに、改善すべき点は多々あるが(たとえば、強制治療が閉鎖施設入所とだけ結びつけられていることなど)、基本的には国連障害者権利条約の要請に合致していると考える。

◇ダグマル・ケスター＝ヴァルチェン教授「国連障害者権利条約からみた成年者保護と暴力からの保護、特に、国境を越えた事案」

国連障害者権利条約の要請にもかかわらず、意思能力のない人間(たとえば、昏睡者、進行したアルツハイマー患者など)に対する代行的意思決定は不可欠であり、ドイツの世話法は同条約に抵触するものではない。さらに、住居所が国際的に流動化した現代社会(介護費用がより安価な外国に居住することは、ドイツでは例外的な現象ではない)では、自国で下した予防的な意思決定(ドイツ法では、予防的代理権、世話処分、医療に関する事前の指示)が他国でも尊重されるべきことは、国連障害者権利条約にも合致する。その具体的な措置が、2013年のハーグ成年者保護条約である。同条約の骨子は、本人(被世話人)の居住地の裁判所が国際裁判管轄を有するが、そこでも、本人が自国で下した予防的決定を尊重し、居住地の法秩序との調整を行うべきことである。加えて、特に、近親者・介護者による障害者(被後見人、被世話人)への暴力に対する防止措置も重要であり、ハーグ成年者保護条約の趣旨は、ヨーロッパでは立法的に具体化されており、日本の批准を期待している。

◇講演に対する若干の感想

いずれの講演でも、一方で人間の基本的人権としての本人の無分別への自由(Freiheit zur Unvernunft)の尊重と自己決定能力のない者の人間の尊厳(Menschenwürde)を守るという

憲法上の要請の抵触という問題の指摘、および両者の調整の重要さが、国連障害者権利条約と世話法に則して強調されていたことが印象的であった。さらに、ケスター教授、ヴァルチェン教授ともに、本人の意思能力の欠如する場合の代行的意思決定の必要性、および、それが国連障害者権利条約12条に抵触しないこと、さらに、意思能力のある間に本人があらかじめ自己決定を予防的に行っておくことの重要性を強調していた。

◇特に、ドイツ法と対比しての日本での問題

指定された5人の質問者（赤沼康弘氏、芳賀裕氏、床谷文雄氏、岩志和一郎氏、筆者）の質問では、質問の前提として、日本法では、判断能力のない成年被後見人の医療的な決定に対する成年被後見人の同意権に関する法規定がなく、成年被後見人（患者）に対する医療上の決定に対してドイツのような裁判所の関与（許可）のないこと、その結果、特に、現実には成年被後見人、家族ではなく、医療機関が決定的な役割を果たしているという現実の問題性が指摘された。そのうえで、会場の参加者も含めて、ケスター教授、ヴァルチェン教授の紹介したドイツの世話法の現状に関する質問があった。さらに、会場の参加者から、施設での認知症患者に対する虐待、および、医療的な措置に対する特に宗教上の理由による患者の反対に関する質問があった。

◇ケスター教授・ヴァルチェン教授の回答

質問に対して、両教授から、以下のような説明と回答があった。すなわち、判断能力のない患者の医療的な決定に際して、後見人、裁判所ではなく、医学的な見地だけから医師・医療機関が代行するというのは大いに問題である。医療に関する事前の指示には、ドイツでも抵抗感があったが、それを行いやすくする普及のための措置が行われた。ドイツでは日本に比べて家族が世話人（成年被後見人）となる割合が多い理由としては、正確な評価はできないが、その可能性の宣伝・普及に努めたという事情が大きいと考える。強制治療に関しては、その期間が延長の申立てがされなければ6週間と制限されているのは、濫用の危険の防止

のためである。判断能力のない人間の願望・意思を尊重して決定を行うという職務は、極めて困難であることは、ドイツでも変わらない。支援付き意思決定と代行的意思決定との間には決定的な断絶があるというよりも、段階的にスライドして移行していくという関係にある。

加えて、会場の参加者からの質問に関しては、ドイツでの状況に関する説明があった。

◇新井誠教授のコメントとまとめ

最後に、新井誠教授から、研究会のまとめと報告・質疑に対する以下のようなコメントがされた。すなわち、ドイツの本人による医療に関する事前の指示は極めて優れた制度であり、具体的な法規定を欠くわが国は、この制度から学ぶべきである。さらに、わが国では医療に関する同意権が成年被後見人の負担となることがしばしば指摘されるが、ドイツでは市民の義務と考えられており、この点に関してもわが国で、議論を深化させる必要がある。支援付き意思決定に関しては、外部からの不当な圧力が実は大きな問題であり、克服すべき課題である。さらに、成年者に対する虐待の防止は重要課題であり、その意味でもわが国はハーグ成年者保護条約を批准して、国際的な位相でも、この問題を考えるべきである。

◇おわりに

国連障害者権利条約との関係で、代行的意思決定と支援付き意思決定の関係が議論される中、それ以前に医療に関する決定に関しては、具体的な法規定すら整備されていないわが国の現状の問題点、および、それに付随する将来の課題が広く明らかにされ、極めて有益な研究会であったと考える。

（北海道大学教授 藤原 正則）

判例研究

判例研究委員会

■日常生活において補助を要する高齢者の銀行取引と銀行側の対応（福岡高裁平成21年5月21日判決・判例時報2063号29頁等）

〔事案の概要〕

平成20年当時94歳であったXは、同年3月19日ころ、X、その養女乙原松子（60年以上前にXの養子になり、現在、Xの身上監護と財産管理を行っている。以下、「乙原」という）およびA弁護士の3名は、Xが別のケアハウスへ転居することを希望しているので預金の払戻しをしたいとの理由で、Y銀行の取引店に赴き、本件預金800万円の払戻しを請求したが、Y銀行はXが意思能力を欠いているおそれがあるとして、成年後見人等を通じて払戻請求を行うよう述べて預金払戻しを拒絶した。そこで、XはA弁護士を訴訟代理人として訴訟を提起した。第1審判決は、Xの意思能力の有無について、「Xには、本件訴えを提起し遂行する意思は認められず、また本件訴訟を弁護士に委任する意思も能力も認められないのであって、本件委任状はXの有効な意思に基づくものとはいえない」として、本件訴えを却下した。これに対し、Xが控訴したところ、控訴審判決は、Xの請求を却下した第1審判決を取り消し、本件訴えは適法であるとしてXの逆転勝訴判決を下した。

〔判決要旨〕

「Xは、軽度の認知症により、記銘力障害があるほか、理解力・判断力が一定程度低減しているため、日常生活において補助を要するものの、日常会話に支障はなく、その程度の理解力・判断力は有しているものと認められる。そして、本件訴訟の内容が自己の銀行預金の返還を求めるといってそれ自体は日常的かつ単純なものであることを考慮すれば、当審のみならず原審についての訴訟委任においても、Xが意思能力を欠いていたとは認められない。……したがって、Xがその意思に基づき行ったと認められる原審及び当審についての訴訟委任はいずれも有効であり、本件訴えは適法なものと解すべきである」と判示した。

〔解説〕

銀行は、一般的に預金の払戻しに応ずる義務があるが、高齢者との取引において、その意思能力が欠如していると認識されるような場合、銀行が預金者に意思能力がなく預金返還請求の意思表示が無効となることを理由として払戻しを拒むことは許される。そこで、第1審判決は、法廷におけるXの発言・態度からみてその意思能力は欠如しているとし、本件預金を払い戻そうとしたXの主張を認めなかった。Y銀行が判断能力の衰退した高齢者Xについて成年後見制度を利用するよう求めて預金の払戻しを拒否した行為を是としたのである。これに対し、控訴審は第1審とは逆に、Xの養女の乙原の主張と医師の診断書を根拠に本件預金を払い戻そうとしたXの意思能力は認められるとした。このように判断能力に疑義のある高齢者について、成年後見制度を利用して、成年後見人によって預金の払戻しが高齢者の生活維持のために必要かどうかを客観的に判断すべきか、補助を要する程度の意思能力とする医師の診断を重視して、高齢者の意思決定を尊重すべきか両判決で判断が分かれたといえよう。800万円という判断能力の衰退した高齢者にとって全財産に匹敵する預金を払い戻そうとした行為について、成年後見人を通じて客観的に判断すべきか高齢者の意思を尊重すべきかは、難しい問題である。銀行の慎重な対応は判断能力が衰退した高齢者の財産管理として一般的には合理的であるとはいえようが、現代社会における高齢者の財産管理はいかにあるべきかは今後の重要な課題となるものと考えられる。本件のような銀行での高齢者との取引を契機に関係者の努力により成年後見制度の利用が広がることを期待したい。

(弁護士 安藤 朝規)

● 私と成年後見 ●

成年後見と税理士

日本税理士会連合会（以下、「税理士会」という）では、税理士における成年後見事務を、「超高齢社会を迎える我が国を支えるためには、認知症や障害等により判断能力が十分でない方々を支援し、自分らしく、安心して生活できる社会の実現を目指すという社会の要請に応えるため、税理士の専門的職能を活用し社会貢献を果たすとの観点に立ち、本制度への参画を公益的な業務と位置付け」ている（日本税理士連合会「税理士のための成年後見ガイドブック〔第4版〕」はしがき抜粋要約）。

◇税理士の専門的職能

税理士は、税務相談および税務申告だけでなく、会社経営者や個人事業主の方々の記帳指導や財務相談、財産運用、事業承継などの相談と幅広い業務を行っている。また、日常生活に密着してプライベートなことなど、家族全体の状況を把握したなかで相談処理対応を行うことも日常の業務としている。

◇羅針盤

筆者が税理士登録後、税理士会による「成年後見人等養成研修」を受講した際に、大畑理恵先生（前日税連成年後見支援センター・センター長）と面識を得ることができ、その後も何度かお話をする機会があったが、そのたびに「全国各地の7万3000人余の税理士がいて、その1人が1人の成年被後見人の方の支援を行ったら、かなりの部分をカバーしてあげられるのに」と、常々話されていた。

さらに千葉県税理士会の会報の「羅針盤」というコーナーに「成年後見制度における税理士の役割」として平成25年5月に寄稿された文書が、税理士会の成年後見研修で常に取り上げられ、パイ

ブルとなっている。

税理士会の成年後見制度における重要な指導者であったが、昨年新緑のころに、彼岸に旅立たれてしまった。まさに税理士会の羅針盤を残された感がある。

◇成年被後見人が安心して生活するために

生活費、入院費、税金、固定資産管理、お小遣いなどの現金といった財産管理や記帳・記録などは私たち税理士にとって日常業務の1つであって、成年被後見人が将来も含めて安心して生活するため、限られた財産の管理計画を立て、対応していくことが重要であると考えている。後見信託の活用事例が増加しているが、安易に財産を守ることが本人のための財産管理であるのかやや疑問に感じている。

筆者も1人の方の成年後見を受任し、種々対応に悩むこともあるが、弁護士・司法書士の先生方は10人からの成年後見を行っているとも聞いている。

そのご苦労には、察してあまりあるものがある。税理士会では、「成年後見支援センター」を開設し、成年後見に関する税理士からの相談だけでなく、一般の方からの相談もお受けする体制を整えてはいる。

しかし、相談を受け、悩みを聞いて、その場の問題解決を図っているだけでは、現在の成年後見制度の抱える問題解決には至らないのではないかと。

独居老人、老老介護の増加するなかで、1人の成年後見人が、そのすべてを担うよりも、福祉・介護・医療の現場の人達と、司法関係者そして税理士が連携し、チームワークによる支援が、成年被後見人本人のための、成年後見制度となりえないかと思う。
（税理士 春日 昌一）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

本人を主体とする成年後見制度をめざすとき、意思決定支援は本人の意思を尊重するため不可欠の手法となる。しかし、意思決定支援とは何をすることか、また何をしなければならないか、さらにその法的位置づけはということになると、議論は始まったばかりという段階にある。

また、意思決定支援だけで判断能力を喪失した本人の権利が守られ、実現できるとも思われたい。国連・障害者委員会の一般意見書が、代行決定を排除すべしとする理由は、これが本人の法的能力を否定し、意思を無視するところにある。そうであれば、本人の同意を基礎とする法定代理制度は、この意見書からも否定されることにはならない。

問題は取消権である。取消権がなくとも意思決定支援により権利侵害から保護することができる。しかしそれは理想的な支援が実現されている場合のことであり、現実の後見実務ではさまざまな支障が生ずることを考慮すると、取消権の全面否定は現実的ではないのではないか。原則として本人の同意を基礎とする例外的取消権の付与を認めることが同条約からみてどのような位置づけになるのか、さらに検討を続けているところである。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当委員会において過去2回行った全国アンケート調査では、高次脳機能障害の対象者を「交通事故を起因とする頭部外傷を受けた若年層」に限っていた。高額な賠償金の取得と管理における課題に制度的スポットをあてたものである。現在は、この対象者を、「脳損傷を受けた18歳から64歳」と拡大して研究することとしている。この対象者の拡大は、高次脳機能障害の発生機序は交通事故に限られないことによるものである。

平成27年度は、高次脳機能障害の障害特性からみた後見制度改善に関する研究を行った。具体的には、申立てにおける日常生活レポートの活用、更新制度、臨時的な後見類型の導入、賠償訴訟資料の後見審理手続への活用、自立に向けた支援のあり方などのテーマを設定し、検討を行った。次年度に、提言としてまとめる予定である。

また、次年度は、すでに発表している「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」および「高次脳機能障害者を支援する専門職後見人の行動指針」を、国連の障害者権利条約や最近のわが国の法改正にあわせて改訂するべく、検討を行うことも予定している。

なお、当委員会の活動の中心に、「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」の普及があるが、今年度は講演等の機会はなかった。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川秀夫)

■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは23名である。昨年度に引き続いて、今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行った。

まず、今年度の研究会は以下のとおりである。

- ① 第33回（平成27年7月18日）
 - ① 〔報告者〕 中村昌美委員
〔報告裁判例〕 東京地裁平成24年6月27日判決（判例時報2178号36頁）
 - ② 〔報告者〕 蓮田哲也委員
〔報告裁判例〕 東京地裁平成22年12月28日判決（金融法務事情1948号119頁）
- ② 第34回（平成27年11月28日）
 - ① 〔報告者〕 藤原正則委員
〔報告裁判例〕 仙台地裁平成5年12月16日判決（判例タイムズ864号225頁）
 - ② 〔報告者〕 安藤朝規委員
〔報告裁判例〕 福岡高裁平成21年5月21日判決（金融法務事情1881号49頁）
- ③ 第35回（平成28年3月12日）
 - ① 〔報告者〕 周作彩氏（流通経済大学教授）
〔報告裁判例〕 東京地裁平成27年1月16日判決（判例時報2271号28頁）
 - ② 〔報告者〕 太矢一彦委員
〔報告裁判例〕 神戸地裁伊丹支部平成21年12月17日判決（判例タイムズ1326号239頁）

本年度の研究成果は以下のとおりである。

- ① 熊谷士郎委員 実践成年後見56号（後見開始の審判等と解除権条項）
- ② 星野茂委員 実践成年後見57号（任意後見契約法10条1項に定める「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」に該当するとされた事例）
- ③ 平山也寸志委員 実践成年後見59号（「面会等の禁止を請求できる権利」の任意後見人による「代理」行使の可否などが問題とされた事例）
- ④ 藤原正則委員 じゃがれた—25号（成年後見人の審判を受けていないが事理弁識能力を欠く常況にある者への民法158条1項の類推適用）
- ⑤ 蓮田哲也委員 成年後見法研究13号、実践成年後見60号（成年被後見人の死後に成年後見人のした成年被後見人名義の預金債権の払戻請求が民法654条にいう委任終了後の処分（いわゆる善処義務）にあたらないとされた事案）
- ⑥ 安藤朝規委員 成年後見法研究13号、じゃがれた—26号（日常生活において補助を要する高齢者の銀行取引と銀行側の対応）

（判例研究委員会委員長 村田 彰）

◆第13回学術大会へ向けて◆

本年の学術大会は、青山学院大学17号館（予定）において、右記のとおり
の要領で開催いたします。

第13回学術大会の統一テーマは「後見人の職務Ⅲ——障害者権利条約からみた後見人の職務と法改正」です。障害者権利条約を批准したわが国における成年後見制度の理念と現実の運用について、考えていきます。

また、基調報告をもとにしたパネルディスカッションも行う予定です。



【日 程】 平成28年 5月28日(土)10時～18時（9時30分開場）

【場 所】 青山学院大学17号館（予定）

【聴講料】 正会員
賛助会員（2名まで） } 無料
会友
一般 2000円

【開 場】 午前 9時30分

【統一テーマ】 後見人の職務Ⅲ——障害者権利条約からみた後見人の職務と法改正

【概 要】 [基調報告]

・ 障害者の権利に関する条約と第1回政府報告提出について(仮)

坂本大輔（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当））

・ 成年後見制度の運用と障害者権利条約について(仮)
坂野征四郎（元東京家庭裁判所成年後見センター判事・弁護士）

・ 障害者権利条約と民法理論(仮)
清水恵介（日本大学教授）

・ 成年後見制度利用促進法の意義と課題(仮)
大貫正男（司法書士）

【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

※懇親会参加の有無もご明記ください。

日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 巻頭言で触れられている「成年後見制度利用促進法」は、今号の編集会議の時点では、まだ成立していない。成年後見制度の課題を期限を設け解決しようとするもので、この法が成立することに期待したい。（小嶋 珠実）